

<名古屋市の応募資格>

- 本業務に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。
 - ウ 令和 7 年度及び 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 8 年 5 月 15 日午後 5 時 15 分までに資格審査の申請を行い、本業務に係る契約締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
 - オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
 - カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本業務に参加しようとしなない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本業務に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本業務に参加することができる。
 - キ 本業務の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本業務の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
 - ク 本業務の公告の日から契約候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。

<応募資格チェックリスト>

項 目	チェック
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。	
地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。	
令和 7 年度及び 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 8 年 5 月 15 日午後 5 時 15 分までに資格審査の申請を行い、本業務に係る契約締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。	
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、ウに掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。	
民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、ウに掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。	
中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年 法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当 該組合の組合員との双方が同時に本業務に参加しようとしめない者であること。なお、組合と当該組 合の組合員との双方が本業務に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本業務に参加することができる。	
本業務の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本業務の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。	
本業務の公告の日から契約候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。	

<名古屋市の仕様書についての問い合わせ先>

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市観光文化交流局観光交流部観光推進課

（名古屋市役所本庁舎 4 階）

電話 052-972-2219 ファックス 052-972-4200

電子メール a2425-01@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp